

八幡市高齢者健康福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 事業の趣旨・目的

八幡市では、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき、八幡市高齢者健康福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（以下、「次期計画」という。）を策定するに当たり、現行計画により進められている地域包括ケアの推進や健康づくり・介護予防の推進など、高齢化に対応した計画を策定する必要があります。

次期計画（計画期間：令和 9 年度～令和 11 年度）を策定するに当たり、高齢者の意識や生活実態、介護保険サービスに対するニーズ等を把握するため、高齢者を対象にアンケート調査を実施し、同調査に基づく基礎資料の作成、計画素案及び計画原案の作成、計画策定に必要な支援等の業務に係る受託者を選考するための公募型プロポーザルを実施するものです。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 八幡市高齢者健康福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「八幡市高齢者健康福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業 務 場 所 八幡市健康福祉部高齢介護課
- (4) 契 約 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (5) 提案限度額 12,540,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
（令和 7 年度予算 6,281,000 円、令和 8 年度年度債務負担行為額 6,259,000 円）

3. 担当部署及び問い合わせ先

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75 番地
八幡市健康福祉部高齢介護課
電話 075-983-5471（直通） FAX 075-972-2520
メールアドレス koreikaigo@mb.city.yawata.kyoto.jp

4. プロポーザル方式参加者に必要な資格

プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和 7 年度八幡市競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) プロポーザル方式実施の公表の日から提案者の選定の日までの期間に、京都府又は八幡市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 100 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）において、市町村から発注された高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託（類似業務を含む。）を完了した実績を有する者であること。
- (7) 京都府、大阪府、滋賀県、奈良県及び兵庫県のいずれかに本社又は支店等を有する者であること。

5. 提案採否決定までの日程

手続等	提出期限・日程等	備考
業務説明書の配布	令和 7 年 4 月 21 日（月）から 令和 7 年 4 月 28 日（月）まで	6. 業務説明書による
参加表明書の提出	令和 7 年 4 月 21 日（月）から 令和 7 年 4 月 28 日（月）まで	7. 参加表明書による
提案資格確認通知	令和 7 年 5 月 14 日（水）（予定）	
質疑の受付・回答	受付：令和 7 年 4 月 28 日（月）まで 回答：令和 7 年 5 月 7 日（水）（予定）	8. 質疑回答による
提案書提出	令和 7 年 5 月 22 日（木）まで（予定）	9. 提案書による
プレゼンテーション・ ヒアリングの実施	令和 7 年 5 月 29 日（木）（予定）	10. (2) による
評価結果の通知	令和 7 年 6 月 4 日（水）（予定）	11. 評価結果による

6. 業務説明書

(1) 業務説明書の種類

- ア 八幡市高齢者健康福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル方式実施要領
- イ 八幡市高齢者健康福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書
- ウ 八幡市高齢者健康福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託評価基準
- エ 八幡市高齢者健康福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年3月策定版）

(2) 配布期間

- 5. 提案採否決定までの日程に記載のとおり

(3) 配布場所

- 3. 担当部署の窓口で配布するほか、八幡市ホームページからダウンロードできる。

7. 参加表明書

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（別紙1） 1部
- イ 会社概要書（様式任意、パンフレット可）
- ウ 4. プロポーザル方式参加者に必要な資格（6）に記載の業務に係る契約書の写し（該当業務1件分で可）

(2) 提出方法

- 持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（提出期限必着）

(3) 提出先及び提出期限

- 3. 担当部署及び5. 提案採否決定までの日程に記載のとおり
※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提案資格確認結果

- 参加表明書提出者に対し、提案資格確認結果を通知する。通知は5. 提案採否決定までの日程に記載の日に書面により行う。

(5) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）により届け出るものとする。

8. 質疑回答

(1) 受付期間

- 公募開始日～令和7年4月28日（月）17時必着

(2) 受付方法

質疑がある場合は、(1) 受付期間内に持参、郵便、FAX 又は電子メールにより、質疑書(別紙2)を3. 担当部署へ提出する。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、5. 提案採否決定までの日程に記載の日に、参加表明書提出者(質疑回答日までに辞退届を提出した者を除く)へ電子メールにより行う。

9. 提案書

(1) 提出書類

アからエについてはA4版を基本のサイズとし、原本1部、複写9部を作成し提出すること。

ア 企画提案書(様式任意)

※原本には記名押印をすること

イ 業務実施体制(別紙3)

ウ 過去の業務実績(別紙4)

エ 業務工程表(様式任意)

オ 価格提案書(見積書)(様式任意)

※令和7年度と令和8年度の各1部に分けて価格提案書(見積書)を作成し、各年度の見積金額と積算内訳が分かるように記載し、記名押印し提出すること。

※提案限度額(消費税込み)以内で、見積金額(消費税込み)を記載すること。消費税率は10%として見積ること。

(2) 提出方法

持参(平日の9時から17時まで)又は郵送(提出期限必着)

(3) 提出先及び提出期限

3. 担当部署及び5. 提案採否決定までの日程に記載のとおり

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者(以下、受注候補者という。)の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、八幡市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

エ 提案書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示した場合を除く。

オ 提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

10. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の様式

提案書はA4判縦の左綴じで横書きとし、任意様式で作成すること。ただし、スケジュール等資料の作成上A3を利用した方が確認しやすい場合はA3の利用を可とする。

ア A4版縦、横書き、両面印刷を原則とする。

イ 表紙を含め、20ページ以内（両面10枚以内）とする。

ウ 企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

エ 表紙には、「八幡市高齢者健康福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務提案書」と記載するとともに、会社名、日付、ページ番号を記載し、原本1部には記名押印すること。

(2) 企画提案内容及び留意事項

ア 提案書は、＜アンケート調査業務＞と＜計画策定業務＞に分けて作成すること。

イ 企画提案書の記載内容

下記及び別紙の仕様書をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。なお、提案書については下記の順番で記載すること。

＜アンケート調査業務＞

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について
- ② 居宅介護支援事業所実態調査の実施について
- ③ 調査票の集計・分析等について
- ④ 調査結果報告書の作成及び報告について
- ⑤ 事業実施体制について
- ⑥ その他提案

＜計画策定業務＞

- ① 現状把握及び課題分析について
- ② 給付実績集計・分析の実施について
- ③ 計画目標量の設定について
- ④ 計画素案の作成について
- ⑤ パブリックコメントの実施支援について

- ⑥ 八幡市介護保険事業計画等策定委員会の運営支援について
- ⑦ 事業計画書の設計について
- ⑧ 計画書及び概要版等の作成及報告、納品について
- ⑨ 事業実施体制について
- ⑩ その他提案

<その他>

- ① 提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

11. 審査及び評価方法等

- (1) 参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者程度に選定する。

- (2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

ア プレゼンテーション・ヒアリングの内容は、提案書に基づくプレゼンテーション（20分以内）と質疑応答（10分程度）とする。

イ プレゼンテーション・ヒアリングに参加する者は1者につき3名以内とし、提案業務を直接担当する者がプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションのみを行う者の参加は認めない。

ウ プレゼンテーションはパワーポイント等の使用を可とする。ただし、必要機器は各出席者で準備し、準備に要する時間は10分以内とする。

- (3) 評価基準

別紙5「八幡市高齢者健康福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託評価基準」のとおり

- (4) 評価方法

企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、評価基準に基づき評価委員会にて評価する。

12. 評価結果

受注候補者選定後、提案書提出者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について八幡市ホームページにて公表するものとする。

- (1) プロポーザル方式の概要及び参加者氏名
- (2) 受注候補者の氏名及び住所
- (3) 評価結果（総合点）

13. 契約手続き

- (1) 受注候補者と八幡市とで、業務仕様及び経費等について協議し、その内容を決定し、随意契約により契約を締結する。
- (2) 受注候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該受注候補者を失格とし、評価結果が次順位の者を受注候補者とする。この場合において、失格の事由が当該受注候補者の責めに帰すべきときは、八幡市建設事業等指名停止に関する要綱（平成 26 年告示第 33 号）による指名停止を行うとともに、2. 業務概要に記載する提案限度額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴するものとする。
 - ア 虚偽又は不正の事実に基づいて選定された者であることが判明したとき。
 - イ 特別な事情により契約を締結しない場合

14. その他

- (1) 提出書類の作成、提出その他提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加者が 1 者であっても本プロポーザルを実施するが、適切な提案がない場合は、受注候補者該当なしとすることがある。
- (3) プロポーザル方式に参加する者が次のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失する。この場合において、既に提出された提案書は、無効とする。
 - ア 4. プロポーザル方式参加者に必要な資格を満たさないこととなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。